

## レーニンの国家的独占概念の検討

——レーニン国家独占資本主義論の考察の準備として(二)——

小 松 善 雄

われわれは前回(『立教経済学研究』第三二巻第四号)、レーニン国家独占資本主義論の準備的考察の一つとして国家資本主義の概念の解明につとめてきたが、この考察はさらにもう一つの問題の解明によって補なわれなければならない。すなわちレーニンにおける国家的独占の概念をどう理解するかという問題である。

というのは、国家独占資本主義が問題とされる場合、かなりの論者によって国家的独占がとりあげられてきているが、しかしこの概念がレーニンにあってどう把握されているのかという、もっとも基礎的な認識について必ずしも明らかになっていないとはいえないからである。

とくに、わが国においては、国家的独占を「金融ブルジョア

レーニンの国家的独占概念の検討

国家が独占体と結びついて行使する国家権力の支配力」とか「独占体の営業の自由の国家権力による法的確認」というように、きわめて外延の広い概念としてとらえるとともに、もっぱら独占段階に固有なものとして規定する特異な見解が打ち出され、通説の地位を占めているが、このような把握にしてもマルクス経済学、とくにレーニンの国家的独占の概念をげんみつに吟味し、正確に理解して提起されているとはいいたいがたいように思われる。<sup>(1)</sup>そこで、ここでは『帝国主義論』を中心に、レーニンが国家的独占をどう理解していたかをあきらかにするとともに、『国家と革命』『さしせまる破局』等で論及されている「国家資本主義的独占」「国家独占体」がどのような意味あいでもちいられているのか、また総じて国家的独占等と国家資本主義

の概念とはどのような関係にあるとみられるか、これらの諸点の検討をおこなっておこう。

### 一 エンゲルス、カウツキーの規定

国家的独占という用語は、字義的・一般的には国家がなんらかの社会的諸機能を排他的に占有することを意味しているといえるが、しかし経済的範疇としてはより限定された意味内容のものとなさねければならないであろう。国家的独占の概念はすでにマルクス経済学の古典家によっても用いられている。さきふれた見解のように国家的独占の概念をもつばら独占段階において成立する範疇としてとらえる向きもあるので、レーニンの見解の吟味に入るまえに、まずこれら古典家の見解からみてみよう。

まずエンゲルス。国家的独占の概念については、すでにエンゲルスが「ヴィルヘルム・ブラッケへの手紙」(一八七八年四月二〇日)で、つぎのようにのべている。

「忘れてならないのは、産業上および商業上の諸機能の国家への移転(Übertragung)はすべて今日では事情に応じて二重の意義と二重の作用とをもつことができるということです。すなわち中世への退歩という反動的な意義と、共産主義への前進という進歩的な意義とがそれです。[……]国有鉄道や煙草専売はわれわれの国では必然的に国营産業(Staatsindustrie)でなければならぬではありません。[……]これに反して、

郵便や電信はすでにそうなっています。[……]そして、あの二つの新たな国家独占(Staatsmonopol)がわれわれにもたらすであろうあらゆる不利の代償としてわれわれが得るものは、ただ扇動の際に新たな好都合な文句だけでしよう。なぜならば、ただ財政目的や権力目的から設定されるだけで不可抗的な内的必然性から設定されるのではない国家独占は、けっしてわれわれに正当な論拠を与えないからです」(マルクス・エンゲルス『資本論書簡』<sup>2</sup>、岡崎次郎訳、大月書店、三一三ページ)。

これは、いわゆる「ピスマルク的国有化」に關説したもので、国家的独占の概念の内容が明瞭に示めされている。すなわち、まず国家的独占とは「産業上および商業上の諸機能の国家への移転」ということであり、それら諸機能を実現するという実体的側面からいえば、基本的生産手段、流通手段の国家による占有(経営)、所有としてとらえられること、第二に、エンゲルスにあっては、国家独占とは国家統制、国家的経済統制一般をさすのではなく、国家に移転された経済的諸機能が企業形態をとって組織される場合を意味し、そのほんらいの起源である「国家専売」にかぎらず、より広く国有鉄道、国有国营企業をはじめ、郵便、電信など、すぐれて国营企業の形態をとるものについていわれているのである。

これによっても国家的独占を「金融ブルジョア国家の支配力」とか「国家権力による独占体の営業の自由の法的確認」とかいうように広漠たる概念としてとらえ、しかもその概念の適

用を独占段階に限局する諸見解がいかにいわれのないものであるかは明瞭であろう。

ついでカウツキーも『農業問題』において国家的独占についてのべているので、それをみておこう。同書第二編第四章、gの「ブルジョアの租税政策とプロレタリアの租税政策」において、カウツキーは「剰余価値を獲得する第二の方法」として国家的独占をつぎのように説明している。「国家―或は地方自治体、これに対しても適當なる変更を加えれば、前述のことが適用される―は自ら剰余価値を生産させねばならない。経済的及び政治的發展は、さなくともここに至るものである。〔……〕資本の集積は、同じ作用をもたらすカルテル等々による人為的私的独占を生み出す。プロレタリアートのみならず、人民の全大衆がこの独占に反抗して立つ。しかしながら、その法的規制は、常に、みすばらしいつぎはぎ細工に止つている。彼等が為す全体の搾取に根本的に終局を与えるところのたつた一つの手段がある。それは、全体によるその取得、公共体によるその経営の継続である。〔……〕プロレタリアの国家独占のために一生産部門が適合している事の徴表はその生産形態の高度にある。それに最も適しているものは、官僚的に組織され、個人的所有から株式会社或はシンジケートの匿名の所有に移された経営で、既に事実上凡ゆる競争外に立っているものである。これに反してブルジョアの国家独占にとって一生産部門が適合せりや否やの徴表は、消費者大衆の生活手段又は享樂手段としてそ

## レーニンの国家的独占概念の検討

の生産物の有する意義である(煙草、火酒、藍)。生産發展の高度は此処では少しも問題にならない。それは小経営が重きをなすところの後れた生産部門にも及ぶ(煙草)。それは競争を人為的に排除する。そして、消費者の搾取、又屢々労働者の搾取によつて、私的経営の自由競争において与えられる程度以上に、その収入を得る。国家独占を社会主義と混同することが許されないとすれば、又プロレタリアの国家独占をブルジョアのそれと混同することも亦許されない」(向坂逸郎訳、岩波文庫下、三三九―三四一ページ)。

みられるように、カウツキーも国家的独占を「私的独占、または一生産部門の公共体による取得とその経営」とし、したがつて国有企業を中心とする国营企業形態にあるものとしてとらえている。そして、ここでは国家的独占は国家または地方自治体による剰余価値の生産という直接的生産過程との関連で説かれ、財政専売⇨財政独占―「ブルジョアの国家独占」と資本の集積、生産形態の高度化の帰すうとしての国家的独占―「プロレタリアの国家独占」が区別してとりあげられているのであるが、この区別じたい、さきのエンゲルスの「反動的な意義をもつ国家独占」⇨「ただ財政目的や権力目的から設定される」国家独占と「進歩的な意義をもつ国家的独占」⇨「不可抗的な内的必然性から設定される」国家独占の区別に照応するものであり、総じてカウツキーのここでの国家的独占論はエンゲルスのそれをうけついでいる。

とはいえ、ここから国家的独占を「剰余価値を生産する国営企業」のみに限ってはならないし、またカウツキーの「ブルジョアの国家独占」と「プロレタリア的国家独占」の区分も資本の集積、生産形態の高度化からする国家独占がブルジョアの国家独占としても存在しうることを看過し、一律にプロレタリア的国家独占にふりわけている点、やや形式的単純化のきらいもなくはないが、それはともかくとして、マルクス経済学の古典家における国家的独占の理解はほぼ以上のようなものであったのである。<sup>(2)</sup>

## 二 レーニンにおける規定

では、レーニンの場合はどうであろうか。

レーニンは『帝国主義論』において四カ所にわたって国家的独占(Государственная монополия)を問題にしているが、<sup>(3)</sup>ここではまずそれらのうちの主要な論及箇所を吟味することによって、レーニンにおける国家的独占の概念をあららかにしていこう。

その一つは貯蓄銀行や郵便局が国家的独占とされている場合で、つぎのようにのべられている。「普通銀行と貯蓄銀行との境界は『ますますなくなりつつある』。たとえばポッフムとエルフルトの商業会議所は、貯蓄銀行が手形割引のような『純粹』の銀行業務を営むことを『禁止する』ように要求し、また郵便局の『銀行』活動を制限することを要求している。銀行の権勢

者たちは、国家的独占が予期しない方面から彼らのほうに忍びよってくるのではないかとおそれているかのようである」(邦訳全集第二巻、二五〇ページ)。

これは第二章「銀行とその新しい役割」のなかの一節で、論理的脈絡からいうと、銀行の集積・銀行独占の形成という基本的過程の側面をなす銀行トラストの発展とそうした段階に達したトラストの国家的独占への転化の必然性、および銀行独占、銀行トラストと国家的金融機関と国家的独占がいかに「資本主義経済の社会化」を促進しているかということの典型的事例としてあげられているものである。レーニンの叙述に即していえば、A・ランスブルグが「三億をもつ銀行」<sup>(4)</sup>「ディスコント・ゲゼルシャフト」に關してのべている、生産と資本の集積の結果「ある日われわれが眠りからさめてみると、驚いたことには、われわれの目のまへはただトラストばかりになっていて、われわれは、私的独占を国家独占によっておきかえる必要(ドイツ語原文で die Notwendigkeit, die Privatmonopole durch Staatmonopole abzulösen) にせまられているであろう。(同上、二四八ページ)等の事態把握を「ブルジョア・ジャーナリズムの無力」の見本としつつも、「事實は依然として事實である」と肯定的にうけとめ、それに關連づけてのべられたものである。

そこで、ドイツの貯蓄銀行と郵便局について少しのべておくと、ここでの貯蓄銀行とは主として都市(Stadt)・町村(Ge-

meinde)、郡 (Kreis) 等によって設立された公営貯蓄銀行 (öffentliche Sparkassen) をさ、都市、農村の小ブルジョアやプロレタリアの零細預金吸収機関であるとともに、不動産抵当信用、対人信用、また地方自治体へ短期、長期信用を与え、ドイツの銀行制度においていわゆるコミューナル・バンク体系の基礎に位置していたものである。また郵便局ライヒ郵便は一八七一年のドイツ帝国新憲法により確立され、この当時「純粹な行政企業」の経営組織形態をとっていたが、年々、多大な剰余金をあげライヒ財政を補充していたのである。ただし、先の引用でいわれている「郵便局の『銀行』活動」とは、ドイツでは郵便貯金制度にあたるものは貯蓄銀行によってになわれていたから、レーニンが『帝国主義ノート』でのべている「郵便信用状の発行」(第三九卷、四八ページ)および郵便為替業務をさしている。

また、レーニンはここでのべられている普通銀行と貯蓄銀行、郵便局とのシェア競争と後者の発展という事態にふれて、つづいて「こういう恐怖は、いわば同一の官庁内のふたりの課長の競争の程度を出ない。なぜなら、一方では、貯蓄銀行の幾十億の資本を自由にするものは、実際には、結局のところ、あの同じ銀行資本の巨頭連であるからであり、他方では、資本主義社会における国家的独占は、あれこれの産業部門の破産に瀕している百万長者のために、収入をたかめたり確実にしたりする手段にすぎないからである」(第二三卷、二五〇ページ)とのべ

## レーニンの国家的独占概念の検討

ている。レーニンにおいて国家的独占が、このように生産力的には「資本主義経済の社会化」をおしすすめるとともに、経済的・階級的意義においては、資本蓄積の促進、また「百万長者の救済」機能をもつとして二重の意義において統一的に把握されているが、この点、留記されておいてよいであろう。

つぎは、石油専売や電力専売を国家的独占としている場合で、レーニンは、第五章「資本金団体のあいだでの世界の分割」で、石油トラストによる世界分割の一環としてのドイッチェ・バンクとスタンダード・オイルとの闘争<sup>II</sup>いわゆる「石油喜劇」に登場した石油専売をとりあげ、そのさいドイッチェ・バンクの頭取フォン・グヴィンナー一統の「石油戦略」をくわしく解明したF・ピンナーの論説「フォン・グヴィンナー氏の石油専売」(『バンク』、一九二二年、第二号)を引用し、同時に国家的独占について言及している。このピンナー論説のうち當時石油専売の代案として考えられていた電力専売についてレーニンが引用している箇所は、レーニンの国家的独占論が問題となるさい、よくとりあげられ、またそこから誤まった理解と思われる見解がたてられているので、念のため『帝国主義論』中の省略部分を補ったドイツ語原文とその拙訳をかかげておくことにする。<sup>(4)</sup>

「Auch das Strommonopol wird in dem Momente kommen, in dem die Produzenten es brauchen werden; nämlich dann, wenn der nächste große Krach in der Elek-

trizitätsindustrie vor der Tür stehen wird, wenn die gewaltigen, teuren Stromwerke, die von den Privatkonzernen der Elektrizitätsindustrie jetzt allenthalben gebaut werden, und für die ihnen Staaten, Kommunen und andere Verbände schon jetzt partielle Monopole gewähren, nicht mehr rentabel zu arbeiten in der Lage sind. Dann wird man mit den Wasserkraften herausrücken müssen; aber man wird sie nicht von Staats wegen in billige Elektrizität umsetzen können, sondern man wird sie wieder einem „staatlich kontrollierten Privatmonopol“ überantworten müssen, weil die gewaltigen Abfindungen und Entschädigungen, die man der Privatindustrie für ihre teuren Dampfkraftwerke zahlen mußte, die Grundrente eines in Reichsregie betriebenen, aus den Wasserkraften gespeisten Strommonopols zu stark belasten wurden. So war es beim Kalinopol, so ist es beim Petroleummonopol, so wird es beim Strommonopol sein. Mögen doch unsere Staatssozialisten, die sich durch ein schönes Prinzip blendend lassen, endlich einsehen, daß in Deutschland Monopole nicht den Zweck und den Erfolg gehabt haben, dem Konsum zu nützen oder auch nur dem Staat Anteil an den Urtnehmergewinn zu gewähren, sondern immer nur dazu gedient haben, verfahrene Privatindustrien mit Staatshilfe

zu sanieren.」(Herrn V. Gwinners Petroleummonopol, Die Bank II Semester 1912 S. 1036)。

「電力専売も生産者がそれを必要とする時機にやってくるであらう。すなわち、電力産業につきの大破局が門口にせまってくるるときであり、電力産業の私的コンツェルンによって、こんにさいたるところくに建設されていて、国家や地方自治体、その他の団体によりすでに部分的な独占をそれら私的コンツェルンに賦与されている、巨大で高価な火力発電所がもはやもうけをあげて稼動するような状態でなくなつたときである。そのときに水力がとりあげられるにちがいない。だが、高価な火力発電所の代償として私的産業に支払わなければならない巨額の賠償金と補償金、国営で経営され、水力を供給される電力専売の地代など、あまりに重い負担をおわされることから、国家により水力を安価な電力に変えることはできないのであつて、ふたたび『国家的に統制される私的独占』に譲渡されなければならないであらう。このことはカリ専売のさいにあつたことであり、石油専売でもそうであるし、電力専売もそうなる。うるわしい原理にあざむかれていたのが国家社会主義者たちも、いまや、そのことを理解してもらいたいものである。すなわち、ドイツにおいて専売は消費のためになるとか国家に企業者利得の分け前をもたらすとかいう目的も結果をもけつてしまったことはなく、かえつてつねに窮地におちいつた私的産業を国家の助成で救済するのに役立つたにすぎないといふことを」。

これにつづけて、レーニンはつぎのようなコメントを与えている。「このような貴重な告白を、ドイツのブルジョア学者たちはすることをよぎなくされている。ここにわれわれ、金融資本の時代には、私的独占と国家的独占 (частные и государственные монополии) とがたがいに絡みあつてゐる (лепятся) こと、また前者も後者ともに実際には最大の独占者たちのあいだの世界分割のための帝国主義闘争の個々の環であるにすぎないことを、はっきりと見るのである」(同上二九〇ページ)。

このピンナー論説については、ここでは国家独占が「国家によって統制される私的独占」として扱えられていて、レーニンも国家的独占をそのように解していたとし、レーニンの国家的独占概念の「起源」をピンナーにもとめるといふ解釈——さきに「誤まった理解と思われる見解」としたものの——がある。そこでまずここでの国家的独占が「国家に統制される私的独占」をさしているのかどうかという点からみておくと、ここでのピンナーの主旨は専売⇨電力専売が「やってくる」のは、国家や地方自治体により独占権を賦与されている電気産業の私的コンツェルンが破局に面し、「もうけをあげて稼動できないとき」に国家等が国営で水力発電をおこなうことよつてであるということである。それゆゑ、ここで国家的独占とされているのが電力専売、すなわち国営水力発電のことであるのはあきらかであり、その専売⇨国営発電が「国家に統制された私的独占」

#### レーニンの国家的独占概念の検討

に「譲渡される」というのである。それであるから、この「国家にコントロールされた私的独占」(частной монополии, контролируемой государством) とは国家的独占のことではなく「国家等が部分的に独占権を賦与している私的コンツェルン」と同じもの、むしろ、ここでの脈絡でいえば国家的独占の解除形態なのである。のみならずレーニンが電力等の「専売」を国家的独占とみなしていることは、ピンナーの引用の前に、レーニンが「石油喜劇」のいきさつをのべたところで、グヴィンナーが石油専売のための宣伝をやり、帝国議会が「石油専売法案」の作成を可決し、政府がこれに「とびついた」とき、この石油専売を「国家専売」(государственной монополии)、<sup>1)</sup>いいかえれば国家的独占とよんでいること(同上二八八ページ)からもあきらかなところで、この点からもさきのような解釈はなりたたないのである。

なお、そのご、政府は一九一二年一月「石油専売法案」を帝国議会に提出したが、その基本的内容は、灯油の輸入、生産は帝国独占権のもとにおくが、経営は一般公券の無記名株と銀行引受の記名株により構成され株式会社形態をとる「特許会社」を設立しておこなう。ただし、スタンダード・オイルないし他の利害関係者の買占め操作との対抗から一般人の所有にかかる無記名株にたいし、少数の記名株が議決権の多数を掌握できることとし、かつ記名株は組合財産としてライヒスバンクに保管する。そして、経営原則はあくまでは私経済の原則にもと

づいておこなわれるが、取締役、監査役は政府の同意を要することとし、日常の監督には否認権をもつ帝国監理官、および顧問委員があたり、利益の一部を政府に納入させるというものであった。

しかし、これにはドイツ社会民主党などがドイツチェ・バンク、デスコント・ゲゼルシャフトなど石油業と関係をもつ銀行トラストが記名株保有を通じて当該特許会社の実権をにぎることを恐れて反対、記名株を政府所有とし、無記名株にたいする記名株の比率をふやして政府が総会、監査役会において多数を占め取締役の任命権をもつという進歩党・社会民主党の修正動議が通り、専売法案に社会民主党も賛成にまわるが、しかし、この法案は結局のところ、レーニンものべているように無期「延期」される。<sup>(5)</sup>「喜劇」と称されるゆえんである。

しかし、一九一二年の政府「石油専売法案」の経営構想は、そのこの第一次世界大戦の「戦時会社」および戦後の「私法形態における国营企業」の先駆をなすといわれ(岡崎次郎『独逸の国家企業』、東亜経済調査局、四三二ページ)、いわゆる「公企業自主化」の発展方向につながるものとされている。

このように、レーニンにあつても、国家的独占は公営貯蓄銀行や郵便局、また石油、電力の国家専売など——公法的・私法的形態、自主化・独立化の度合という経営組織形態の相違はあるが——国营企業が意味されているわけである。

もつとも、レーニンには「商工業シンジケート(砂糖、石

炭、鉄、石油その他のシンジケート)の国家独占をつくりあげる措置をとらないで、つまりそれらのシンジケートを国有(Национализация)にしないで、銀行だけを国有にすることはできない」(さしせまる破局「第二五巻、三六一ページ」というときの「商工業シンジケートの国家独占」)のよう限定して、とくに国有国营企業を国家的独占としているばあひもある。そこで、この場合をも考慮に入れると、レーニンにおいて国家的独占とは国有国营企業、および、それをふくむ国营企業に關していわれている概念であるということができるのである。

ところで、このようにみても、さきにふれておいたレーニンの国家的独占概念の起源という第二の点についても、すでに国家的独占の概念をもちいているカウツキーの『農業問題』をつとに味解していたことだけからいっても(たとえば「書評カール・カウツキー、農業問題」「農業における資本主義(カウツキーの著書とブルゴフ氏の論文とについて)」等、ともに全集第四巻)、レーニンにとって、ピンナーの論説は独占資本主義のもとにおける国家的独占の経済的・階級的役割についてのひとつの参照点になっているといえても、それを「起源」「發生史」の起点におくべきだとするのは、無稽といわざるをえないのである。<sup>(6)</sup>

そして、カウツキーとの対比でいえば、レーニンにあつては、国家的独占として、金融・信用部面における国家的独占も

視野におさめられていること、およびカウツキーにあって「プロレタリア的国家独占」としてのみ実現されうるとされていた「資本の集積、生産形態の高度段階に達している部門」のそれが独占資本主義段階における国家的独占の基本類型とみなされているという点、さらにこれらに関連して、この段階における国家的独占が国内の蓄積と再生産ならびに世界市場と世界分割において果たす特有の経済的・階級的意義ないし機能の解明がなされている点で国家的独占認識はよりひろく、かつ深化しているといえるであろう。

ところで、レーニンは国家的独占といういい方だけでなく、ときに国家資本主義的独占という用語をもちいているが、これはどのように解すべきであろうか。

この点では、まずレーニンが『帝国主義論』において国家的独占と規定している郵便が『国家と革命』で国家資本主義的独占といわれているのが注意されるべきであろう。

すなわち「今日では郵便は、国家資本主義的独占の型にしたがって組織された経営である。帝国主義はすべてのトラストをこのような型の組織に徐々に転化させている。ここでは、沢山の仕事をしよわされながら、飢えている『普通の』勤労者のうえに、同じブルジョアの官僚制度がのしかかっている。しかし、ここには社会的運営の機構がすでにできあがっている。〔……〕国民経済全体を郵便のように組織すること、これこそわれわれの当面の目標である。」(第二五巻、四六〇ページ)。

#### レーニンの国家的独占概念の検討

そして、この国家資本主義的独占については『国家と革命』に相前後する『さしせまる破局』では、つぎのようにもいわれている。

「もしも、それ(巨大な資本主義企業)が国家独占体(государственной монополия)になったとすれば、それは国家〔……〕がこの企業全体(Все)を指導する(направлять)ことを意味する——だれの利益のためにか?——地主と資本家の利益のためか。——このばあいには、革命的民主主義国家ではなくて、反動的の官僚的国家、帝国主義的共和国ということになる。それとも、革命的民主主義派の利益のためか。——このばあいには、それは社会主義にむかっの一歩である。なぜなら社会主義は国家資本主義的独占(государственно-капиталистической монополия)からの、つぎの一步前進にはかならないからである。いいかえれば、社会主義とは、全人民の利益をめざすようになった、そしてそのかぎりで資本主義的独占でなくなった、国家資本主義的独占にほかならないのである」(同上、三八五ページ)。

ここで「国家独占体」は「国家によりその全体を指導される企業」が国家資本主義的独占と同一のものとしてとらえられているのが理解されよう。とするなら、『帝国主義論』『国家と革命』『さしせまる破局』における国家的独占、国家的独占体、国家資本主義的独占はそれぞれ同じく国有企業をふくむ国营企業に関していわれている概念であることがわかるのであ

る。

そうだとすると、前回みた固有の意味での国家資本主義と国家的独占、国家資本主義的独占とがどのような関連にあるかもおのずからあきらかにならう。つまりまず、国家資本主義、国家的独占とも、国家による経済的機能の掌握、したがって生産、流通手段の国家的占有（＝経営）・所有の観点からみられたところの同一の経済形態規定に属するということが、しかし第一に国家的独占は、そのような同一性をもちながらも、経営形態としては基本的には国营企業についていわれるのであるから、概念としては混合企業、国有民営企業等をも包括する国家資本主義よりも狭義のものという関連にたつということである。いかえれば国家資本主義の範疇に属するもののうち、国有国营企業をふくむ国营企業という高度な発展形態をとる経営——所有形態のものがとくに国家的独占としてとらえられているということなのである。

そして両者の関連をこのように把握してこそ、たとえば国有鉄道は、レーニンによって国家資本主義とされているのであるが、それが同時にもっとも代表的な国家的独占とみなされるということについても、また、レーニンが『さしせまる破局』において、すでに国家資本主義になっている砂糖シンジケートの国家独占への転化を提起しているのも（第二五巻、三六一ページ）、国家資本主義における低次形態である混合企業型強制シンジケートの、もっとも高次な形態である国有国营企業への移

管の提起として理解しうるところとなるのであり、さらには、つぎのような国家的独占をテコとする私的企業の国家資本主義化ということも了解しうるところとなるのである。

「広告の国家独占についての法令はどういうことを意味していたか？ それは、国家権力を獲得したプロレタリアートが新しい社会経済関係への移行をできるだけ徐々におこなうことを意味していた——すなわち私営の新聞を一掃するのでなくて、それを国家の一定の指導に従わせ、新聞を国家資本主義の軌道に引きいれることを予想していたのである」（第七回モスクワ県党会議、第三巻、七七ページ）

すなわち、ここでは反革命的新聞の閉鎖を留保しつつも、私的企業としての新聞事業の承認を前提に、広告の国家独占（私的広告への課税をとまなう広報事業の国家への集中＝国营化）により、私的新聞事業を事実上の公私共営企業、国家資本主義へ進化させていく構想がのべられているとみられる。

もっとも、このような範疇的関連にあるだけに、レーニンにあってはつねにげんみつに国家的独占と国家資本主義とが使い分けられていない場合もある。たとえば、「国家資本主義の外被（殺物専売制、統制下にある企業と商人、ブルジョア的な協同組合員）を投機者が、こゝこかしこ破っている」といいつつ、そのあとで同じ事態を「国家独占のかわりに投機がわれわれの社会経済生活のあらゆる毛穴にはいりこんでいる」（『左翼的』な児童と小ブルジョア性について）第二七巻、三三九ページ）

といひあらわしているなどがこれにあたるであろう。そして、このようなあつかい、言い換えは、国家資本主義的独占と国家資本主義との関係についてもみられるところで、『さしせまる破局』での国家資本主義的独占は「全ロシア中央執行委員会の会議」では「私がこれ『さしせまる破局』―筆者）を書いたのは、革命的民主主義国家についてであり、「……」私は当時、国家資本主義は社会主義への一步前進であると述べた」（第二七卷、二九六ページ）といわれ、同じように「『左翼的』な見戯」でも、「私が国家資本主義に『高い』評価をあたえるのは、けつして現在だけのことではなく、ポリシエヴィキが権力をにぎるまえにもあたえていたことを読者に納得してもらうために、一九一七年九月に書いた私の小冊子『さしせまる破局、それとどうたたかうか？』からつぎの引用をすることにしよう」（これにつづいて、前掲邦訳三八五ページの引用がなされる）（第二七卷、三四五ページ）というように、それぞれいいかえられているのである。

つまり、これらの場合、国家的独占、国家資本主義的独占、国家資本主義のそれぞれの概念は、ほぼ重なりあう同一系列の概念としてもちいられているわけである。

さて、以上の検討からレーニンの国家的独占について、それじたいとしての一般的规定を与えておくなら、国家的独占とは、国家資本主義というひとつの生産関係、経済関係の型に属しながら、狭義には国有国营企業、一般的には国营企業という

### レーニンの国家的独占概念の検討

経営―所有形態に着目してとらえられたその一形態であり、すすんでいえば国家資本主義体系の代表的形態であるとともに、その最高環節をなすものということができよう。<sup>(8)</sup>

### 三 国家的独占概念についての若干の留意点

ところで、レーニンの国家的独占、国家資本主義的独占の概念は以上のように理解されるとしても、国家的独占について、国家資本主義の概念に劣らず、基本的なところでの混乱がみられると思われるので、やや自明と思われる点をふくめ、最後に簡単にでもコロラリーとして把握しておくべき諸点、ないし留意点をまとめておこう。

その一つは、国家的独占についても、国家資本主義とおなじく、重商主義段階での国家的独占やエンゲルスが明らかにした「ピスマルク的国有化」などとしても存在するのであるから概念規定としては、その特殊の意義は十分重視されるべきものであるとしても、独占資本主義段階との関係でのみ、とらえられるべきものではないことである。<sup>(10)</sup>

その二つは、国家的独占と国家的経済統制、ないし国家的統制とを混同・同一視してはならないということである。国家資本主義についても国家がなんらかの経済的統制を企業に加えるなら、すでに国家資本主義とみなしうるといふ理解がみられたのであるが、国家的独占の場合にも、それを国家的経済統制と同一視するのみならず、すすんでは国家的統制一般とまで同一

視する見解もあつて、国家資本主義の概念以上に、不明瞭さが存在している。

たとえば、国家的独占について他の論者より問題の核心をおさえていたといえる手嶋正毅氏にあつても、国家的独占に属する「連鎖」<sup>(1)</sup>「機構」を、つぎのようにとらえておられる。

「国家独占の機構は、国家所有、国家市場、国家管理、政府統制、調整という一定の連鎖からなり、そのなかの主要な環は、生産関係としての国家所有である」(『日本国家独占資本主義論』有斐閣、七七ページ)

手嶋氏の国家的独占概念については、すでに大内力氏の批判(注(1))があるが、これまであきらかにしてきたエンゲルス—レーニンの国家的独占概念の視角からわれわれなりに吟味してみるなら、ここで国家的所有が国家的独占の「主要な環」として、その他の諸環から区別されているのは、国家的独占の正しい概念に近づいているといえるが、にもかかわらず、国家市場や政府統制、調整などの国家的経済統制一般をも、国家的独占の「機構」の構成部分とされるのは、マルクス経済学的な意味での国家的独占の概念の「拡張適用」におちいつているものといわざるをえない。

そこで、なぜ手嶋氏が、このような「拡張適用」をおかされたかが問題となるが、その根因は、氏にあつては国家的独占が「金融ブルジョア国家の支配力」と規定されているので(『国家的独占』国家の支配力)説)、国家的独占を「生産関係—所有

関係」の方向からとらえようとしても、さきの規定にたつきがきり、それとはやや異なる他の諸環をも「連鎖」<sup>(1)</sup>「機構」に加えざるをえず、結局のところ、折衷的規定におちいらざるをえなかったところにあるといえる。

いったいに、国家的独占<sup>(1)</sup>「国家の支配力」説とでもよぶべき見解、ないしそれに類する諸説(たとえば「国家の法的確認」<sup>(1)</sup>)は、概念の「拡張適用」という点で本質的難点をもっているのであつて、このことは、論理をその帰結にまでみちびいていくとき、あきらかである。

つまり、「国家の支配力」説等の見解では、いまみたように、国家的独占と国家の土台への反作用一般を意味する国家的経済統制とを区別しえず、しかも、そのような見解にあつては、国家的独占の概念範囲は論理的にいつて国家的経済統制をもこえる内容になっているところから、つきつめてゆくと、国家的独占は国家の他の上部構造要素への反作用をふくむ国家的統制一般にまで拡張され、かくては、国家的独占とは国家権力の行使それ自体だということになり、国家的独占の概念をまったくの無限定的無概念に没却してしまうこと、これである。

第三にふれておくべき問題は、国家資本主義体系のうちにおける国家的独占の特殊性の問題と国家的独占の「不安定性」「不均等性」という問題である。

まず前者についていえば、さきに国家資本主義を国家による生産、流通手段の占有・所有を基礎に、そのような生産、流通

手段が国家資本としての運動、ないしそのような運動特性を与えられるばあいの経済単位、経済関係の型と規定したのであったが、その一経営―所有形態であり最高環節である国营企業としての国家的独占は、一般に他の経営形態とくらべて、資本、国家資本としての運動がそれほど明瞭であるとはいえないものが多い。つまり、国家的独占にあつては、財政専売のような場合をのぞくと、主として収支均衡原則、ないし「独立採算制」を財務・経営原則とする「公経済」(öffentliche Wirtschaft) (リーフマン『企業形態論』増地庸治郎他訳、同文館)ないし「独占利潤を横奪された企業」(monopolprofitraub unternehmen) (J・クチンスキー、Zur Frühgeschichte des Deutschen monopolKapital und des Staatmonopolistischen Kapitalismus)と規定される特徴をその基本的な経済的特質とするとみなされるのであつて、この点に、国家資本主義の他の経営―所有形態との相対的な特殊性がみいだされるということである。

つぎに後者の、国家的独占の「不安定性」(つまり私的企業の国家的独占化とその再私有化への変転という意味での不安定性)および「不均等性」(つまり「時間」、資本主義的諸矛盾の激化の時期、戦争、恐慌等の時期における簇生とその他の時期における弱体化、「空間」、各国資本主義の発展の特殊性にもとづくその量的、質的比重の相違という両側面における発展の不均等性)ということについては、このことは、国家資本主義じたい、程度と段階の差はあれ、私的所有の「形式的否

定」をふくむが、国家的独占ではその「形式的否定」も最高形態をとるところから、このことはとくにあてはまるといえる。国家的独占の「不安定性」については、すでにレーニンも『帝國主義論』で、電力専売の「国家に管理された私的独占」への転化として着目しているところであり、国家的独占は「公経済」「独占利潤を横奪された企業」たることをその経済的特質とするとしても、営利主義をめざす「公企業」(リーフマン、前掲)ないし、「独占利潤企業」(monopolprofit Unternehmen) (J・クチンスキー、前掲)としての素地をもち、顕在的にもそのような条件を備えるならば、「再私有化」、または国家資本主義の他の経営―所有形態に移行する。

とはいえ、このような「不安定性」「不均等性」にもかかわらず、独占資本主義、国家独占資本主義のもとで、私的独占の国家資本主義、国家的独占への客観的發展傾向はそれで展開しつつあるといえるのであるが、このような国家独占、国家資本主義の「不安定性」「不均等性」ということも、無視されてはならないであらう。

その第四は、社会主義への過渡期における国家的独占の他の国家資本主義との相違、ないし特殊性である。プロレタリア国家のもとでの国家的独占、国营企業であつても、そこに「労働に応じた分配」原則が貫徹されず、事実上の資本・賃労働関係が残存しているかぎりでは、なお国家資本主義といわざるをえないが、しかし、それはすでに経営・所有関係において

他の諸形態より容易に社会主義的分配様式に移行しうる基礎を備えていることからすれば、社会主義企業への移行の最良の形態であるということができるといふことである。それゆゑ、資本主義のもとでの国家資本主義にあつては国家的独占<sup>II</sup> 国有国营企業がその最高の発展形態の位置をしめるが、過渡期のもとでは、通常、国家資本主義の初級・中級・高級への発展段階において混合企業、いわゆる「公私共営企業」が高級形態の地位にたつということがいえよう。

このようにエンゲルス・レーニンの国家的独占論を整理・吟味してくと、これまでの国家的独占についての諸見解がエンゲルス・レーニンのそれとはいちじるしく懸隔し、また、あいまいなものであつたことが知られるが、最後に国家資本主義、国家的独占両概念の検討を通じていいうる、共通の枢要点について簡約しておこう。

一言でいへば、国家資本主義、国家的独占は、たしかに国家権力の行政作用、国家の土台への反作用としての国家的経済統制を媒介として形成、機能するその一形態であるとはいへ、この側面をいうだけではそれらの特質は理解できないといふこと、ここにおける国家の反作用形態は、通常いふところの社会保障等の給付行政をおこなう「提供者としての国家」とか、一般商品やサービスの購入をおこない「国家市場」を造出する「消費者としての国家」のそれではなく、国家が生産、流通手段にたいし直接、占有(経営)・所有関係にたつことによつて、

産業的・経済的諸機能を把握し、その生産、流通手段も国家資本としての運動を展開し、あるいはそのような運動特性を与えられて特殊な「国家的経済関係」を構成する、いわゆる「企業家としての国家」の形態でのそれであるのだから、ときに、とくに国家的独占について、このような特質が見忘られることがあるとはいへ、本質的には、それ自体、生産関係、経済関係の特殊な型、したがつて経済的範疇としてつかまされなければならぬといふこと、これである。

(1) 国家独占資本主義論において、国家的独占の概念が頻用されているわりには、この概念を吟味している論者は意外に少なく手嶋正毅氏、池上淳氏らがその国家独占資本主義論において国家的独占について(もつとも、両氏とも国家資本主義的独占についてはふれるところがない)規定を与えておられるくらいである。しかしこの両氏の見解は本文で検討するが、かなり特異なもので、検討の前提として直接引用しておく、つぎの通りである。まず手嶋正毅氏。「国家的独占、それは自由競争の段階におけるようなブルジョア独裁一般の国家(総資本家の国家)ではなく、ほかならぬ金融ブルジョア独裁の国家が独占体とむすびついて、経済的土台に介入する支配力、すなわち、独占体の力と国家の力とを、一つの機構にむすびつけることによつて形成される支配力である」(『日本国家独占資本主義論』七七ページ)。

また、池上淳氏は、レーニン『帝国主義論』に引証されているF・ピンナーの論説「フォン・グヴィンナー氏の石油専売」(『パンク』一九二二年、二号)を、レーニンの国家独占論の「起源」(『発

生史」をなすものとし、氏自身ビンナーに依拠して、独自に国家的独占の概念構成をこころみられる。

それによると、専売概念とことなる国家的独占「本来の国家的独占」とは「国家による独占体の営業の自由の排他的確立のための、他の資本一般の営業の自由の制限」であり、端的にいって「独占体の営業の自由の国家権力による法的確認」（国家的独占の基礎概念——E・ビンナーの専売論を中心にして）『現代資本主義財政論』、有斐閣、五三ページ）であるとされる。

また、これとは別につきのような規定もある。「国家的独占の概念というのは、要するに国家から引き出しうる各種の便宜を、これを独占するものである。国家から引き出しうる各所の各種の便宜、これは本来国家に属するものでありますが、この便宜を独占体が人的結合を通じて引き出すものであると、このように考えておるものとみてさしつかえないかと思うわけです。」（レーニン帝國主義論における国家独占の位置」、経済理論学会『経済学と国家・社会主義経済の諸問題』、二四ページ）。

ここで、国家的独占は、手嶋氏によれば「金融ブルジョア国家が独占体と結びついて行使する支配力」とされ、池上氏は、「独占体の営業の自由の国家権力による法的確認」、また「国家に属する諸便宜の独占体による独占」等ともとらえられているのであるが、こうした把握の茫漠性、無限定性については——直接には手嶋氏の国家的独占論についてはあるが——大内氏による批評がある。「わたくしはもともと国家独占なるあいまいな概念——国家所有はともかくとして、国家市場は国の購買独占（たとえば兵器など）が成立するばあいもあるうし、そうでないばあい（たとえば紙とか鉛筆の購

入）もあるう。国家管理、政府統制、調整にいたっては、その相互の区別もはっきりしないし、独占という概念ですべてを律しうるかどうかも疑問である——を排除をしている」（『国家独占資本主義論』東大出版、一五五ページ）。

手嶋氏らの見解にたいする「正体のはっきりしない国家独占」という批判は、このかぎりにおいて首肯されるべきであるが、しかし、大内氏が、手嶋氏の国家独占概念があいまいだということから、いきなり国家的独占の概念が本来的に分析用具たりえないあいまいな概念であると論定しているのはやや論理の飛躍であるように思われる。

なお、前述のJ・クチンスキーは前掲書において、国家独占を、（クチンスキーも「国家資本主義独占」については、検討項目から落としているが）「郵便独占」(Post monopoly) を典型例としてあげていることからわかれるように、国営企業形態にあるものとしてとらえ、「前独占資本主義に奉仕するもの」と「独占資本に奉仕するもの」との区別を強調しているが、「前独占期をふくむ資本主義の発展の長期にわたって」存在するとみなしている（前掲一九九一—一八〇ページ、邦訳一六一—一七二ページ）。ルッツ・マイヤー、ラディスラフ・イヴァナーク『Unternehmer Staat』も同様の理解をとっている（同書、一八ページ等）。

(2) このほか、ヒルファードンが国家的独占をどう解していたかという問題も興味のあるところであるが、第一次世界大戦前に、ヒルファードンがこれに関説したのとして論稿「貨幣と商品」がある。これは当時おこなわれていた物価騰貴論争におけるボレミークの一文であるが、そこでヒルファードンはつぎのような設

問のかたちで国家的独占についてのべている。

「ここに国家の権力が、完全に封鎖された自足経済の中で、石油販売の独占をやり出すとする。国家権力は、例えば一〇、〇〇〇万リットルの貯蔵をいつも持っているとしよう。国家は石油百リットルを三〇マルクの価格で各人に売り、二九・五マルクの価格で彼に供給された総ての石油を常に買うものとしよう。この結果は云ふまでもなく、石油の価格が常に三〇マルクということになる。この価格は、どの産地が猶ほ採掘に叶うか、どの産地が地代を賈すであろうか、その地代はどれだけの高さであろうか、を決定することとなる。石油需要が増加した場合には、その需要は、『石油銀行の政策上』それだけの大きさで何時でも事足りるとされているところの貯蔵のうちから賻われる。需要の方が追付かぬか、もしくは特に生産の方が豊かになるならば、この貯蔵は更に増大してくるわけであるが、これは銀行当局には殊に都合な状態だと考えられるであろう。金の場合も、事柄は全く似通っている。が、唯ここでは、同一不変の交換比率なるものが、ただ理論上でしか、飽くまで確実に立証されるという訳には行かぬだけである。」(『貨幣と商品』ヴァルガ、ヒルファードディング、カウツキー『金と物価——貨幣価値論争』、笠信太郎訳、同人社、四六ページ、また玉野井芳郎、石垣博美訳『マルクス経済学研究』、法政大学出版局所収)。

このような石油の国家独占にもとづく独占価格と中央銀行の金買上げ価格とのアナロジーにたいし、カウツキーの批判がある(『金、貨幣及び商品』(同上二〇二—二〇四ページ)。ヒルファードディングは石油の国家独占にもとづく独占価格についても、中央銀行の「金の無限の需要」——金に無限の需要があるかどうか問題であるが——

に規定されるとする金価値についても価値法則を否定しており、それにたいする批判に關するかぎりではカウツキーのほうが正しいといえよう。

この、南アの金鉱開発と資本主義の独占段階の確立とをその背景にもつ物価騰貴論争は一九一一年—一三年にかけてのもので、つぎのべる「石油喜劇」についてのピンナー論説(二年)とほぼ時期も題材も同じくしているのが注意をひく。そして、みられるようにヒルファードディングにあっても、国家的独占として——この場合は販売独占の形態において問題にされているが——国営ないし国営企業が意味されていたのである。

(3) われわれが検討した三つの箇所以外の第四番目の箇所は第六章「列強のあいだでの世界の分割」に出てくる。すなわち「植民地の領有だけが、競争者との闘争のすべての偶発事——対抗者が国家独占の法律によってみずからを防衛しようとおもうかもしれないような偶発事件をふくめて——にたいして、独占に成功の完全な保障をあたえる」(第二卷、三〇一—三〇二ページ)。

(4) 当該箇所は『帝國主義論ノート』のノート(β)一五一—五二二ページ(第三九卷、一四一—一四二ページ)に全文省略なしで掲載されているが、ここでの検討点がピンナーの論説のものにあるところからドイツ語原文によった。なお、ノートでレーニンは私的コンツェルンの火力発電所の買上げにたいする賠償金や補償金の支払い等を端的に「金融資本への八貢納」と特徴づけている。

(5) 「石油専売法案」提出のいきさつとその内容については、関一「独逸帝國石油専売法案」(神戸大学『國民経済雑誌』第一五卷第四号、第五号)がくわしい。

(6) 以上の記述は主として池上淳氏の所説を念頭においている。氏はこれまでレーニンの国家的独占概念についてまとまった考察をおこなったほとんど唯一の論者ではあるが、しかしその考察はレーニンの恣意的な解釈に立脚してなされているといわざるをえないものである。われわれのレーニンの国家的独占論の理解は、本文でのべたように、エンゲルス・カウツキーの承譜においてとらえられるべきで、実体としては国营企業を意味するという平凡な事柄に帰着するが、この平凡な事柄の確認のことも意義を明らかにするために、ここで氏の所説を吟味しておく。

氏は注(一)で紹介したように、レーニンの国家的独占の「起源」 「発生日」がF・ビンナーにあるとし、氏自身、ビンナーに依拠して「Staat monopol」が財政専売から脱して、独占段階においてビンナーのいう「国家的に管理された私的独占」に転化し、「独占体の営業の自由の法的確認」の性格をもつにいたったときに「本来の国家的独占」の概念に到達するとされる(前掲書、および島恭彦他編『新マルクス経済学講座』3帝国主義と現代、第二章「国家独占資本主義」有斐閣、七四―七五ページ)。「国家独占資本主義論争」第二部第一章「ビンナーとレーニン——国家的独占と国家独占資本主義」。

しかしこれにはいくつかの整理されるべき、混乱と問題点があるように思われる。

最大の問題点は、氏がビンナーは「専売」を「国家や自治体があたえた独占的権利と解し」(前掲「国家的独占の基礎概念」五〇ページ)「ビンナーの指摘のなかには、専売が実は『国家に管理された私的独占』にすぎないことを述べた箇所があり」(前掲「国家独

占資本主義」七五ページ)「ビンナーによれば、電力や石油の国有化、専売事業化は『国家に管理される私的独占』であることになり」(前掲『ビンナーとレーニン』一〇七ページ)としていること、ここにはビンナーの論旨、ひいてはレーニンが何を国家的独占とみなしていたかについての思い違いがある。

すなわち、本文のべておいたように、ビンナーは専売(電力専売)としては国营水力発電のことをいい、「国家に管理された私的独占」をそうした専売＝国家的独占の解除形態とみなしていたのにたいし、氏は逆に「国家に管理された私的独占」を国家的独占のことだとされ、国家的独占の解除形態を国家的独占と思ひ誤まられているわけである。つまり第一の、ビンナーの専売概念についての思い違い。

つぎに、池上氏は、にもかかわらずレーニンも「国家的に管理された私的独占」を国家的独占とみなしていたのであるが、本文でのべた批判点をおいても、そのように理解するとレーニンがここで「私的独占と国家的独占とがたがい絡みあっている」というとき、何と何が絡みあっているのか、まったくわからなくなる。「からみあい」が「国家と私的独占とのからみあい」といわれているのなら、まだしも氏のいうように「国家に管理された私的独占」ともそれようが、「私的独占と国家的独占とのからみあい」とされているのであるから、ここは電気産業の私的コンツェルン、ないし「国家に管理された私的独占」と電力専売＝国家的独占とのからみあい以外ではないと考えられるのであって、ここに第二の、ビンナーの専売概念の誤認のうえに積み重ねられた、レーニンの国家的独占概念についての思い違いがあるわけである。事実としても

「国家に統制された私的独占」とは当時の実状からいって都市などと供給契約を結び地域独占をうるが、供給義務などで一定の公的規制をうける大電気事業会社、ないし R・W・E (Reinisch-Westfalsches Elektrizitätwerk A.G.) をはじめ「道路使用権その他に関して公共団体から特典を獲得するため」「公信用の参加によって資本の調達を容易にするという見地」や「所謂 Public Utilities の公有化の議論が盛になるにつれて、先手を打って、その表現を策する」ためにとくに電気事業に多くの設立をみた混合企業(神戸正一「公企業」、東京帝国大学『経済学論集』第八卷第八号、一三四ページ、および「公企業論」、専売協会)についていわれていると考えられ、いずれにしても国家的独占と解することは事実認識の点でも無理があるといえる。

氏はこのような二重のとりちがえから「国家に管理された私的独占」→「独占体の営業の自由の国家による法的確認」というふうに、氏の独特の国家的独占規定をみちびきだしてくるわけであるが(このような規定によればわが国の「私鉄」等も国家的独占ということになる)、以上みたように、謬見といわなくてはならないのである。

氏にあって国家的独占は、氏等の「官僚機構説」国家独占資本主義論における基礎概念という根幹的位置をしめているものであるが、しかし、このような誤謬推論から——氏等の国家独占資本主義にかかわる現実分析の諸側面に学ぶべき多くのものがあるとはいえず——国家独占資本主義それじたいの理解にとつて、立脚点となるべき科学的規定はうべくもない。

(7) ここでみるように、レーニンは「さしせまる破局」から「社会

主義は国家資本主義的独占からのつぎの一步前進にはかならない」というフレーズをふくむ一節を『左翼的』な見識と小ブルジョア性について』のなかで、「私が国家資本主義に『高い』評価をあたえるのはけつして現在だけのことではなく、ポリシェヴィキが権力をにぎるまえにもあたえていた(第二七卷三四五ページ)」ことの典例として引用しているが、レーニン全集第四版の『左翼的』な見識」およびこれを同文のまま再引用している『食糧税について』では「社会主義は国家独占資本主義からのつぎの一步前進にはかならない(第二七卷三四五ページ、第三三卷三三三ページ)と、もとの「国家資本主義的独占」が「国家独占資本主義」に変えられている。

これで見ると、レーニンは「国家資本主義的独占」と「国家独占資本主義」とを同一視し、さらにいえば、資本主義のもとの国家独占資本主義は過渡期においては国家資本主義のかたちをとるとみなしていたかのようにとらえられるが、しかし本文でみたように国家資本主義的独占は国家的独占と同一の概念で、ときに国家資本主義ともほぼ同じように用いられていたのだから少々おかしいといわなければならないであろう。

この改変に関しては、すでに内田穰吉氏が指摘しているように「全集版」編集者の不注意による印刷上の誤植(「国家独占資本主義の形成と展開 I」『富山大経済論集』第一〇巻第一号、一三ページ)とされるべきであろう。ただし、内田氏は第四版だけでなく、第五版の原文も「国家資本主義的独占」を「国家独占資本主義」としているといわれるが、第五版の第三六卷(一九六二年)の『左翼的』見識」および第四三卷(六三年)の『食糧税』の当該箇所(そ

れぞれ原文三〇二ページ、および二四三ページ)は「国家資本主義的独占 (Государственно-капиталистической монополии) となつてゐる。

ともあれ、わが国に広くみられる国家資本主義<sup>①</sup> 国家独占資本主義同一視論、また資本主義のもとでの国家独占資本主義の過渡期のもとでの国家資本主義転化論は部分的にはこの点での誤植ないし、誤訳に立脚していたとみられるふしもあり、この点でのミスリーディングは改められるべきである。なお、当該箇所訳は『レーニン〇巻選集』(大月書店) ⑧⑨においては改められている。

(8) レーニンは砂糖シンジケートの国有化について、こうのべている。「ケレンスキー政府が砂糖の独占を実施するということを、もちろん、反動的<sup>②</sup>官僚的に、職員や労働者の大会をひらかずに、内輪で、資本家を抑制せず、それを実施するということを、新聞で読んだときはこの箇所はすでに執筆済みであった」(「さしせまる破局」第二五巻、三六二ページ)。

砂糖シンジケートは、ロシア戦時国家独占資本主義のもとで、農務大臣のもとに設けられた食糧特別審議会付属の「ツェントロサーハル」による砂糖の独占的買付と消費者への分配規制というかたちでの「販売の国家独占」に移っていたが(『ロシア革命の研究』、中央公論社、岡田進稿、三一四ページ)、なお、強制シンジケートの枠内にあつたのであるから、ここでは国家資本主義の低次形態<sup>③</sup> 強制シンジケートから高次形態<sup>④</sup> 国有国营企業への転化が問題とされているといえる。なお、砂糖シンジケートの実際の国有化は、産業部門別国有化の最初のケースとして一九一八年五月におこなわれた(笹川儀三郎『ソビエト工業管理史論』、ミネルヴァ書房、八一ペ

### レーニンの国家的独占概念の検討

ージ)。  
(5) 国家的独占は『Handwörterbuch der Staatswissenschaften』(Ergänzungs Band Zur Vierten Auflage, 1929, S. 694-695) においても国营企業 (Staatsbetrieb) 形態をとる<sup>⑤</sup> のをむしろわれている。

また、われわれがレーニンの国家的独占論の検討からえた国家資本主義と国家的独占との関連、国家的独占の一般的规定は、前回でみたプーハーリンの『共産主義のABC』、ミハレフスキーの『経済学入門』におおよそ一致するが、このような理解は、戦前では、野呂栄太郎によつてもなされている。「わが国の膨大なる独占的国家資本ならびに混合企業 (Gemische Unternehmen) — 日本銀行以下の各特殊銀行、南滿州鉄道会社以下の各特殊会社等々は、国家資本主義トラストの中心組織体としてまた過渡的形態としてきわめて重要な意義を有するものである。資本家制度のもとにおける国家独占は「……」じつに資本主義的、帝國主義的独占の最高形態であり、国家資本主義トラストの核心である」(「プチ・帝國主義論批判」四、国家独占と国家資本主義トラストの形成過程、『野呂栄太郎全集』上一五四ページ、新日本出版社)。

みられるように野呂は、主として国营事業についていわれる「独占的国家資本」と「混合企業」を包括するものとして「国家資本主義トラスト」をとらえ、そのうちでも国家独占<sup>⑥</sup> 「日本資本主義の現段階における特徴的なる独占の一形態としての官業」<sup>⑦</sup> 国有国营企業をもつて「帝國主義的独占の最高形態」であり、かつ国家資本主義体系における「核心」としている。

なお、ここで野呂は事態の把握にさいし、プーハーリンの用語国家

資本主義トラストをもちいているが、しかし、プーハーリンの国内市場における「競争消滅論」等に帰結してゆくような理論的展開はみられない。

ついで些細なことであるが、歴史的な事実問題に関する事柄でひとつふれておくと、小林晃氏は、戦前日本における国家独占資本主義論の「嚆矢」は労農派であったとされ、一九三一年の『労農テーズ』と猪俣津南雄の『極東における帝国主義』（一九三二年、改造社）をあげておられるが（大内兵衛・向坂逸郎監修、『大系国家独占資本主義』④「日本の国家独占資本主義（上）」資本主義論争とその背景」第三節「日本における国家独占資本主義論の嚆矢としての労農派、河出書房新社）、このような論定をすることには、事実認定がいささか杜撰であるといわなければならない。

というのは、第一に、氏は『労農テーズ』が「国家資本主義の強き傾向」を言及していることを一つの論拠とするのであるが、それだけのことなら、すでに『二七年テーズ』においても「かくて日本においては、「……」国家とトラストとの緊密なる融合、国家資本主義制度に比較的に近づいていること」（日本共産党中央委員会出版部『日本共産党綱領集』日本問題にかんする決議「二七年テーズ」三九ページ）等と指摘されているのであるから、労農派を嚆矢とするのは早計であらう。

第二に国家独占資本主義についての先駆的理論家として猪俣をあげることは是非にいえば、時代的にはすでに野呂が『プチ・帝国主義批判』（一九二七年）においてわれわれがすでにみた論述をしており、その論稿は高橋亀吉批判としてボレミークの形で書かれていたので、猪俣のものより体系的叙述の体裁をとってはいない

が、基本的な理論内容では、猪俣のものは、野呂がすでにふれている国家独占資本主義的諸現象の整理以上に出ていないところからみても、少くとも、猪俣のみを小林氏のように評価するというのはいささか片寄っているといふべきであらう。

(10) 手嶋氏、池上氏のほかに、レーニンの国家的独占論を独占資本主義段階にのみかかわらせて理解する見解に、小谷義次、島津秀典氏等のそれがある。レーニンの国家独占、あるいは国家資本主義的独占は、かれの叙述内容から容易に推測しうるように範疇的には独占期における国家資本、いっそう正確には、独占力をもち国家資本あるいは独占的国家資本を意味するものと理解される（「マルクス主義経済学と国家の理論」ブルジョア社会の総括を中心に」小谷・吉岡・宮本ら編『国家と財政の理論』青木書店、三二ページ）。

ここには、国家資本と国家資本主義との混同のほか、レーニンが独占段階における国家的独占にとどまらず、プロレタリア国家のもとでの過渡期における国家的独占をも問題にしていることをふまえず、国家的独占そのものとその独占段階的発現を混同しているのがみられる。

(11) 手嶋氏の規定の問題点は池上氏の「独占体の営業の自由の国家による法的確認」説にもあてはまる。というものは国家による法的確認というのは、国家が下部構造、ないし他の上部構造要素への働きかけとしておこなわれるほかにないものであるかぎり、氏の規定も、結局においては、国家の下部構造への反作用一般、ひいては国家的統制一般を国家的独占とみなす理論の変種にはかならないからである。

じじつ、氏が「貨幣情報の国家的独占」（前掲『現代資本主義財政

論』(二六一ページ)とか「商品・貨幣取引の権利の国家的独占」「独占的協定の法認」「労働者の労働条件決定の権利の国家的独占」を国家的独占の「連鎖」とし(前掲『新マルクス経済学講座』八五ページ)、また「価格統制」を「価格の国家的独占」、「労働力統制」を「労働力の国家的独占」としてとらえる場合(『日本の国家独占資本主義』二七四ページ、汐文社)、氏自身、文字通り国家的独占と国家的統制を同一視している(同、二七五ページ)。

もっとも、この無限定性では角谷登志雄氏がその極点までいかれている。角谷氏の場合、「国家的独占」は「国家企業(国家所有)、国家市場、信用、金融、財政、税制、商品流通、価格など多面的な経済管理(計画、統制、調整など)、労働力の養成と統制、文化、思想の規制などを包含する」(『現代帝国主義と企業』二〇三ページ)として、国家の土台への反作用、国家的経済統制にとどまらず文化、思想の規制など国家の他の上郎構造要素への反作用、国家的規制一般にまで拡張してとらえられる。

もちろん、概念の基本的内容規定をふまえて、その概念を派生的、一般的にもちいることはありうるばかりでなく、問題の発展的展開にとって、ときには必要でさえあるが——たとえばレーニンは『帝国主義論』において、独占の概念について、経済的独占を生産の集積にもとづく独占体による市場支配としてとらえ、その展開として「熟練労働の独占」や「植民地の独占」をみちびきだしているように——しかし、それも理論的前提としてひとまず概念規定が与えられている場合であって、それがあいまいなまま、外延のみをひろげるのでは、かえって内包が貧弱になって分析用具としての有効性が喪失されるのみか、それぞれ別箇の性質をもち、相対的に

分離してとりあつかうべき諸問題を混濁させるだけであると思われる。

\* \* \*

前回の「レーニンの国家資本主義論」および本稿において、京都大学経済学部資料室の細川元雄氏より『ドイツチェ・ヴォルテ』および『ドイツ・バンク』の照会と利用について御助力を賜った。記して謝意を表する次第である。